

【平成24年第3回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成24年10月3日 総務委員長 かわの 忠正

○「議案第127号 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 女性の若手研究員の出産・育児休暇について

若手研究員は任期付研究員であるが、一般職の地方公務員と同等の扱いとなるため、休暇等についても一般職の地方公務員と同様の扱いとなり、女性の若手研究員についても出産・育児休暇を取得することが可能である。

* 若手研究員の任期を原則3年以内とした理由について

国家公務員の任期付研究員の採用に関する法律に準じ、地方公共団体の任期付研究員の採用について法律が定められている。法の趣旨として、若手研究者の相互交流を推進することにより、研究活動の活性化を図ることを目的としていることから、任期については原則3年以内と定められているため、本市においても、任期については原則3年以内として、取り扱うこととしている。

* 任期付研究員制度による研究活動への支障について

任期付研究員の採用により、本市にとっては、研究テーマに応じた柔軟な雇用が期待できる。また、若手研究員にとっても、産学官連携による事業を行う環境総合研究所での勤務を通して、専門家等との交流により知識と経験を積むことが可能となることから、双方にとって有益になると考えており、研究活動への支障はないものと考えている。

《意見》

* 任期付研究員の短期的な雇用は、任期付研究員にとって、将来に展望が持てないものであり、長期的に研究を行うことができず、研究成果を出すことも困難であるものと考えられる。また、研究活動が充実するものとは思えず、問題のある制度だと考えられることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第128号 川崎市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第129号 川崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第130号 東海道かわさき宿交流館条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 交流館設置に当たっての地元住民による寄付金募集活動について**

現在はまだ本格的な段階ではないが、地元住民により寄付金の募集活動が行われていると聞いている。実際に寄付を受けたときは、その寄付金の使用方法について検討していきたいと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第131号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 平成26年度から実施する個人市民税の均等割の引き上げに関して、今定例会で条例改正することについて**

個人市民税の均等割の引き上げが実施されるのは、平成26年度分からであるが、今回の条例改正による緊急防災・減災事業については、今年度から実施されることから、改正後、速やかに施行することが適切であると考え、今定例会で条例改正を行い、公布日に施行することとしたものである。

*** 早期の条例改正の必要性について**

今回だけでなく、過去にも地方税法の改正があった際には、その改正に合わせて市税条例を可能な限り早期に改正を行ってきた経緯があり、今回の改正についても、早期の改正によって、市民への周知と理解を得る期間が確保できるものと考えている。

*** 個人市民税の均等割の引き上げの増収により実施される事業について**

個人市民税の均等割の引き上げによって見込まれる増収額は、1年で3億6,000万円で10年間で36億円となる。現時点では防災・減災事業に要する事業は総額で約90億円を想定しており、増収分については、その財源に充てるものとして考えている。

*** 個人市民税の均等割の引き上げの対象者について**

個人市民税の均等割の引き上げの対象者は、市内で約73万人であり、非対象者については、基本的には所得のない者、被扶養者、一定の所得以下で個人市民税の均等割の課税対象外となっている者である。

*** 被災した地方自治体での条例改正の状況について**

被災地の地方自治体全ての条例改正の実施の有無については把握していないが、仙台市が平成25年2月に条例改正を予定していると聞いている。

*** 仮に、本市において防災・減災に関する国の直轄事業が実施された場合の本市の負担について**

現時点では、本市で国直轄の防災・減災事業が行われることは不明だが、仮に実施されることとなった場合、緊急防災・減災事業の補助直轄事業として位置づけられ、費用の一部を負担することになると思われる。仮に、明らかに過大な事業で本市の負担が過重となる国の直轄事業が実施されることとなった場合には、国に費用負担等の配慮を求めることになると思われる。

《意見》

- * 緊急防災・減災事業債の対象事業の中には、一般財源で対応することが適切と思われる事業もあり、事業実施の裁量については地方自治体に任されていることから、十分精査して事業を実施してほしい。
- * 本来、防災・減災を目的とした特例措置で増税されたことから、中には国の費用負担で実施されるべき事業であっても、国の直轄事業の補助を受けなければ実施できない事業も今後生じる可能性があると思われ、その際には、本市がその事業費用の一部を負担することが想定される。事業の財源のあり方等について、今後、議論がなされるよう国へ要望してほしい。
- * 被災地の早急な復興を目指す点においては賛成である。しかし、今回の地方税法の改正では、市税の増税について各地方自治体の裁量に任せられていることから、本市においては、増税によらない財源の捻出方法があるのではないかと思われ、増税について条例改正をするには拙速であり、慎重にすべきと思われる。また、今回の地方税法の改正については、被災地の地方自治体での増税も可能としていることから、その手法に納得できず、本議案についても賛成できない。
- * これまで、国で提出された復興財源を確保するための補正予算に対して、公務員人件費、議員経費の削減、公務員宿舍の縮減、政府保有株式の売却等により対応していくべきとの立場から反対をしてきた。市民への増税を強いる議案についても賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第137号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第138号 国立医薬品食品衛生研究所用地の取得について」

《主な質疑・答弁等》

* 国立医薬品食品衛生研究所の移転の意義について

国立医薬品食品衛生研究所は医薬品や食品等の品質、安全性及び有効性を適正に評価するための試験・研究や調査を行っており、殿町地区に移転し、レギュラトリーサイエンスの確立が推進され、医薬品使用が承認されるまでの期間が短縮されるなど、産業が活発化することが予想される。また、国立医薬品食品衛生研究所の移転が引き金となり、今後民間企業の同地区への進出も期待され、関連企業が集積することによって、産業が活性化されていくと同時に雇用の創出や地域経済の活性化も見込まれるものと考えている。

* 実験動物中央研究所と国立医薬品食品衛生研究所の連携について

実験動物中央研究所でiPS細胞に関する研究が行われており、また国立医薬品食品衛生研究所では、医薬品や医療機器等の品質、安全性、有効性について調査・研究をしていることから、両研究所が連携することによって、iPS細胞による治療の研究を促進していくことが可能となり、医療分野や産業分野への

貢献が期待されると考えている。

*** 国立医薬品食品衛生研究所の殿町地区への移転の想定と経緯について**

国立医薬品食品衛生研究所の移転については、過去に府中市への移転が閣議決定されたが計画が進展していなかった経緯があり、国などで様々な調整などがあったものと聞いている。本市としては、2010年の時点では、国立医薬品食品衛生研究所の殿町地区への移転については想定していなかった。しかし、本年2月に国からの働きかけを受けて、正式に国立医薬品食品衛生研究所の誘致について市長が厚生労働大臣と面会し、短期間で誘致が決定したものである。

*** 国際戦略総合特区の指定を受けたことと国立医薬品食品衛生研究所の誘致の関係について**

特区の申請に当たって、取組の一つに「ドラックラグ、デバイスラグを解決するためのレギュラトリーサイエンスの確立と国際共同治験の迅速化」を位置付けており、昨年12月に特区として指定を受けた。その後、国立医薬品食品衛生研究所の機能が特区の取組に合致したことから殿町地区への誘致に至った。国際戦略総合特区の指定を受ける条件として国立医薬品食品衛生研究所を誘致することとなっていたわけではない。

*** 国立医薬品食品衛生研究所の土地取得における国と市の費用負担について**

平成23年度では、国の予算として152億が確保されており、そのうち国際戦略総合特区それぞれに20億円の予算が確保されていた。そのうち使途が決まっていた約2億円を除いた18億円全額を土地取得費として活用することとなり、整備に必要な残りの土地を市が取得することとなった。

*** 国際戦略総合特区における今後の用地取得の見込みについて**

今後については、国際戦略総合特区への産業機能の誘致を促進していきたいと考えており、現時点では未定だが、必要性が認められる場合には用地を取得することも考えられる。

*** 仮に政権が交代した場合の事業進展について**

国立医薬品食品衛生研究所の移転整備用地において、国は既に総合特区推進調整費の約18億円を活用し国取得用地部分を取得済みであり、今年度建物の設計に取り掛かる段階となっていることから、仮に政権が交代した場合でも、事業は推進していくものと考えている。

*** 殿町地区における交通対策について**

国立医薬品食品衛生研究所の誘致により、殿町地区における民間企業の立地が進んでいくと思われ、新たに雇用が創出されていくことから、短期的には、バス交通の整備等で対応し、中長期的には、鉄道交通の整備について検討していきたいと考えている。

*** 国際戦略総合特区の施策推進における今後の所管局について**

臨海部に関する施策については、これまで総合企画局が担当しており、今後も総合的な調整機能を必要とするため、総合企画局が施策を所管していくものと考えている。（仮称）産学公民連携センターのように総合企画局が立案して事業を行い、専門的な分野に事業を特化した場合には、所管局に事業等を移管

していくことを考えている。

《意見》

- * 国立医薬品食品衛生研究所が運営を開始する時期が、国際戦略総合特区事業の1つの大きな区切りを迎えると思われる。それ以後も継続的に特区における事業が推進されていくよう、市の事業所管のあり方等について今後の課題として検討いただきたい。
- * 国際戦略総合特区に関しては、現在までに土地取得等に多額の市税が投入され、今後も市税が投入される可能性があるが、市税の使用方法の面からも、地方自治体のあるべき姿として疑問が残り、また中小企業への配慮も不足していると思われる。今後、政権が交代する可能性もあり、今後の事業推進の確実性が担保されていない中で、土地取得を行い事業が推進されていくことに対する懸念から、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第139号 大谷戸小学校改築工事請負契約の締結について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第141号 田島養護学校高等部改築工事請負契約の締結について」

○「議案第142号 田島養護学校小中学部増築その他工事請負契約の締結について」

《一括審査の理由》

いずれも田島養護学校の工事請負契約に関する内容であるので、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 田島養護学校小中学部増築その他工事の落札率と適切な工事履行について

本工事の落札率は84.3%であるが、工事監理、中間検査、完了検査を行う予定であるため、適切な工事履行がなされるものと考えている。

* 下請業者の労働者への賃金支払について

公契約条例に基づき、請負業者に原則として工事着手時、中間時、完了時に対象労働者の賃金台帳を市に提出させ、下請業者への賃金等の支払状況の確認を行うこととなっているため、下請業者の労働者への賃金支払が適切に行われるものと考えている。

* 田島養護学校高等部に隣接している公害研究所跡地の活用について

公害研究所跡地については、関係局により障害者の日中活動施設の整備が検討されており、平成25年度に設計、平成26年度に建築工事、平成27年4月の開設を予定している。障害者支援体制に関する田島養護学校との連携については、今後関係局と調整していきたい。

《意見》

- * 低入札による工事であるが、特別支援学校として長期間使用が見込まれる公共建

築物であることから、中間検査、完了検査等だけではなく、工事の履行状況について積極的に調査を行い、適切に工事が履行されるよう努めてほしい。

- * 公害研究所跡地については、障害者の日中活動施設の整備を予定しているとのことであるが、こども文化センターや老人いこいの家の機能を含めた複合的な施設の整備についても、検討してほしい。

《議案第141号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第142号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第147号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

- * はるひ野中学校のランチサービスの価格設定について

はるひ野中学校のランチサービスについては、1食当たり400円で、人件費と光熱水費を含めて保護者負担としている。はるひ野小学校の給食とはるひ野中学校のランチサービスの提供については、同一の食材を仕入れ、同一の職員が調理をしており、生徒の食事の量や食数等に基づき価格設定している。

《意見》

- * 本件に関しては、当初から契約方法や教育方法について、一貫して反対の立場であるため、本議案についても賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第148号 平成24年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第33号 すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願」

《審査結果》

取り下げ承認

○「請願第43号 川崎市立小・中学校の学校図書館に学校司書の配置をめざすことに関する請願」

《請願の要旨》

小・中学校に専任・専門・常駐の学校司書を配置する計画を早期に立てるよう求めるもの。

《理事者の説明要旨》

本市の学校図書館では、司書教諭、図書ボランティア及び学校図書館コーディネーターが連携し、図書資料の選定・提供、蔵書管理、図書館の管理運営、読書環境の整備、相談業務、授業への支援などを実施している。

本市では独自の取組として、各小・中学校等の図書館活動の活性化と読書活動の充実のため、司書、司書補、司書教諭のいずれかの資格を有する学校図書館コーディネーターを平成15年度から配置している。学校図書館コーディネーターは、担当する学校を巡回訪問し、図書の選定・整理、環境整備、図書館総合システムに関わるアドバイスや学校図書館ボランティア研修会の開催など、図書ボランティアや図書委員会への指導助言等を行っている。

学校図書館コーディネーターの配置については、平成15年度から各区1人、平成17年度から各区2人、平成21年度から現在の各区3人、計21人に拡充し、読書活動の充実に努めている。

学校図書館担当職員、いわゆる学校司書は、制度上の設置根拠、業務の規定はないが、本市では、現在、市立高等学校全校に司書資格を有する事務職員を配置し、図書館の環境整備や図書の選定・調達などに従事している。

なお、本市の学校図書館コーディネーターの制度上の位置づけについては、学校図書館担当職員、いわゆる学校司書に該当するとの見解を文部科学省に確認している。

教育委員会としては学校司書の重要性は認識しており、学校図書館コーディネーターの学校への巡回数は現在、1校当たり月に1回から2回という現状だが、更に充実する必要があると考えている。これまで、本市においては、司書教諭、学校図書館コーディネーター、学校を支える地域・保護者を中心とした図書ボランティアの連携のもと、それぞれの立場から学校図書館の運営を行っている。また、これまでの現状と課題の検証を踏まえ、今後一層、学校図書館コーディネーター等の学校司書の配置はもとより、図書ボランティアの充実、図書館を活用した授業づくりに向けた教員の研修等を通じて、学校図書館を支える多様な担い手が相互に連携・協力を図る中で、取り組むことが望ましいと考えている。今後の学校図書館の充実については、市政運営の基本方針となる次期総合計画を策定する中で、長期的な視点で、学校図書館コーディネーターの配置や研修制度等のあり方を含め総合的に検討していきたいと考えている。

《主な質疑・答弁等》

* 司書教諭の負担軽減について

司書教諭は、教諭としての業務と司書教諭としての業務を兼務しているため、両業務に支障のないよう各学校に働きかけを行っている。また、平成15年度から学校図書館コーディネーターを配置し、連携して学校図書館の充実に努めてきた経過があるが、今後についても、学校図書館コーディネーターや図書ボランティア等との更なる連携が図れるよう支援を行っていききたいと考えている。

* 学校図書館が生徒利用のために常時開放されていないことの改善について

現在、ほとんどの小学校の図書館では、朝、休み時間、昼休み、放課後に開放しているが、中学校では、施設の運営管理上の理由から、図書館を施錠して管理している学校が多い。今後については、ボランティアの協力や教員の工夫などにより、生徒が自由に利用できる環境づくりを検討していきたい。

* 学校図書館コーディネーターの増員に関する具体的な計画について

第3期実行計画に基づき平成25年度までに21人を配置することとしており、現在では既に配置が完了している。平成26年度以降の増員等については、今年度までの事業の検証を行い、成果と課題を整理した上で次期実行計画の策定に反映させていきたいと考えている。

*** 各学校における学校図書館コーディネーターの常駐化について**

学校図書館コーディネーターの配置については、現在は、各区3人で各校を巡回し指導する方式を採用しており、巡回することで各校における読書活動等への取組の平準化を図ることが可能となっている。各学校への常駐化については課題と認識しているが、現在の巡回型の方式も評価でき、本市の学校図書館コーディネーターの役割等を鑑みると次期実行計画では学校図書館コーディネーターの更なる配置の充実を検討していくべきと考えている。

*** 仮に各学校に専属の学校図書館コーディネーターを配置した場合の予算について**

現在の学校図書館コーディネーターは、1人当たり約100万円の予算となっている。仮に、専属の学校図書館コーディネーターを全ての小・中学校164校に1人ずつ配置した場合、概算で1億6,400万円の予算が必要となると考えられる。

*** 今年度の地方財政措置の地方交付税による学校司書等の配置の増員について**

一般財源として交付される地方交付税の用途項目の一つとして学校司書の配置があるが、これまで本市独自の取組として、地方交付税の交付、不交付にかかわらず、学校図書館コーディネーターを配置してきた経過があり、平成25年度までの現在の実行計画に位置づけられている学校図書館コーディネーターの配置計画を変更し、学校司書等を増員することは現状では困難であると考えられる。今後、学校図書館コーディネーターの配置による成果と課題を精査した上で、次期実行計画では増員に向けて検討していきたい。

*** 財源措置に基づく学校司書配置の制度構築に関する国への要望状況について**

国では学校図書館の機能強化に向けて、今後司書教諭等について制度化していく動きがあるが、現在、財源措置に基づく学校司書配置の制度構築に関しては、政令指定都市間において国へ要望するなどの動きは特にない。

*** 今後、国において学校司書の配置に関する法整備が行われた場合の学校図書館コーディネーターの位置づけについて**

学校司書の位置づけが法律上明確になっていない現段階においては、本市独自の学校図書館コーディネーターの配置を充実させていきたいと考えている。しかし、今後国において、学校司書制度が構築された場合には、学校図書館コーディネーターと学校司書のあり方等を調査・検討していく必要があると考えている。

《意見》

*** 各学校図書館の最低限の水準を守っていく上で、学校図書館コーディネーターが機能してきたことは承知しているが、学校図書館コーディネーターを配置してからおよそ10年が経過しようとしている。今後、取組を前進させていく意味でも、学校図書館コーディネーター、または学校司書を常駐化する方向で検討してほしい**

い。

* 地方財政措置としての国からの地方交付税を追い風として、今後、学校司書の配置について総合計画で検討し、予算確保に努めてほしい。

《取り扱い》

・ 現在までの学校図書館に関する様々な取組は評価されるところではあるが、更に前進して学校司書の配置が充実されていくべきと考えられる。学校司書の配置に関する計画を早期に立ててほしいという本件の願意も理解でき、今後学校図書館コーディネーターのあり方等の検証を行い、次期実行計画の策定の中で検討していきたいという姿勢も鑑みて、その趣旨を採択すべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択

- 「請願第47号 あまりにひどい計画内容が明らかになった旧県立川崎高等職業技術校跡地への警察官舎建設計画について、官舎敷地内の「庭」の部分 7,610 m²を縮小するなど現行計画を見直し、県有地を有効活用して、防災機能を備えたスポーツ広場・運動広場の整備を求める意見書を県及び県警に上げていただくことを求める請願」

《請願の要旨》

当事業計画に関する問題点と住民要望を盛り込んだ意見書を県知事及び県警本部長に提出し、旧県立川崎高等職業技術校跡地における現行の警察官舎建設計画を見直し、県有地を有効活用し、防災機能を備えたスポーツ広場・運動広場を確保することを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

これまで本市としては、基礎自治体として、地域にとっての利益の最大化を求めて、県との協議を進めてきたが、当事業計画については、県自らが跡地活用を行うものであり、当該県有地については、地元住民や議会からの意見、提案を踏まえ、県の検討状況等に合わせ、県に対して要望等を行ってきた。

現時点では既に事業が着手され、地元町内会とは、当事業計画を前提として、公園の維持管理方法や、備蓄倉庫の設置、集会所の備品及び運営方法などについて協議が開始されている段階と聞いている。当事業計画においては、市議会や本市からの要望、環境影響評価準備書に対して提出された市民意見等を踏まえ、一部建物を計画地中央に寄せるなど、より周辺環境に配慮した対応を行っているものと考えている。当請願は、市議会に意見書の提出を求める内容となっているが、本市としては、請願に沿うような対応は困難であると考えている。

《主な質疑・答弁等》

* 前県知事の意向と行政の継続性について

前県知事は、県議会において、当該県有地を適正に有効活用する方向性に基づき、その具体的な手法や、集会所の提供等について発言を行ってきた経過がある。また、その方向性から、地元説明会等の実施や本市とも継続的に集会所等の確保について協議を行ってきたおり、現知事の就任により行政の継続性が

断絶しているものとは、本市としては考えていない。

*** 当事業計画の建物の配置と提供公園について**

民間事業者による開発の中には、敷地に建物が隙間なく建つような計画を策定する場合もあると聞いている。しかし、県の説明や環境アセスメントの手続における事業者の地元住民への説明によると、業務要求水準書により、計画戸数が260戸に決定しているため、その条件を満たしつつ、近隣への日照や圧迫感、眺望などを考慮した建物の配置とし、提供公園の面積については828平方メートルとなったとのことである。

*** 過去に本市議会から提出された意見書や本市との交渉に対する県の対応について**

集会所の確保、地域開放型の公園整備、地元への情報提供や説明、日照の問題等、本市議会による意見書や、それに基づく本市の県に対する予算要望等での主な要望事項、地元住民からの意見に対して、計画建物の形状や配置等について再検討を行うなど、県は可能な範囲で対応してきたと考えている。また、本市としては震災後、特に防災機能の確保について、重点的に要望してきたが、その点についても県は対応していると考えている。

*** 地域住民への説明状況について**

県からは、資料配付や文書回覧、町内会の役員約10人程度に対する説明会等も含め、これまで30回程度説明等を行ってきたと聞いており、また請願の指摘にあるように、事業計画や事業者等全てが決定した後、単なる決定事項を報告する形で説明会を開催しているのではなく、事業の構想段階から地元住民等へ説明を行い、意見交換を実施してきたと聞いている。

*** 説明会への県警職員の出席について**

本事業は、県が県有地である当該事業用地について事業者間と土地貸付契約を締結し、貸与するPPP方式を採用しており、県や県警は直接の事業者とはなっていない。そのため、本来は環境アセスメントにおける説明会等に出席する義務はないが、議会での指摘により本市が要望を申し入れた結果、今年4月7日、9日の説明会においては、県警職員が出席し対応したと聞いている。今後についても、引き続き地域住民が納得できるような説明等を行うよう要望していきたい。

《 取り扱い 》

- ・ 当事業計画に関しては、本市議会に対して過去数回、請願、陳情が提出されており、県議会及び県も、地域住民の要望等について十分承知をしていると推測される。しかし、最終的に県が計画を決定し、県議会が同意をして、事業計画が進行している以上、市議会としては、市のこれまでの対応等を含めて瑕疵があるとは思われず、請願の願意については同意できない。
- ・ 地域住民への説明状況について質疑を行った際に、理事者から、資料配付や文書回覧、町内会の役員約10人程度に対する説明会等も含め、30回程度説明等を行っているとの答弁があったが、請願者は、住民説明会の開催は4回だけと示しており、認識に違いがある。そのため、具体的な説明方法や回数等について資料要求したい。また併せて、環境影響評価準備書の説明会での地域住民の意見等についても確認したいため、議事録を要求したい。それらの資料や議事録を精査し

たいため、継続審査とすべきである。

- ・ 当事業計画に関しては、本市議会でも議論してきた経過があり、地域住民の声が全てではなくとも一定程度反映されていると思われる。過去からの経過を踏まえ、県において、計画に関する結論がおおむね示され、工事着工に向けて進行している状況を考えると、本請願の審査中に要求された資料等を精査したとしても、請願の取り扱いについて、判断が大きく変わることはないと考えられ、継続審査ではなく、結論を出すべきと考えるため、本請願は不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択